

小矢部市定住促進奨学金返還助成金

交付申請の手引

小矢部市定住支援課

1 助成対象者

次に掲げる要件のいずれにも該当する方

ただし、国及び地方公共団体の正規職員となった方は、助成対象者となりません。

- (1) 大学等（※1）の在学中に奨学金等の貸与を受けた方で、令和8年4月1日以降に当該奨学金等の返還を開始する方
- (2) 小矢部市の住民基本台帳に登録があり、かつ、当該住所地を生活の本拠としている方で、助成金の初年度の申請日から5年を超える期間は継続して小矢部市に居住する意思がある方
- (3) 助成金の初年度の交付決定が属する年度の4月1日時点において、30歳未満の方で、かつ、大学等（※1）卒業後3年以内の方
- (4) 富山県若しくは石川県に勤務している被雇用者（正規に雇用されている方又は雇用保険法の規定に基づく被保険者で、雇用期間が6か月以上見込まれる方又は富山県若しくは石川県内において個人で事業を営む方
- (5) 奨学金の返還に係る他の補助を受けていない方
- (6) 奨学金の返還を滞納していない方
- (7) 世帯全員が市税等を滞納していない方

※1 大学等

大学、高等専門学校又は専修学校

※2 奨学金等

次に掲げるいずれかに該当するもの

（教育ローンは、対象外です。）

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構の奨学金
- (2) 富山県奨学資金
- (3) 小矢部市奨学資金
- (4) その他市長が認める奨学金

2 助成金額

奨学金返還月額額の2分の1（月額上限1万円）

（注） 助成対象者として初年度の交付決定を受けた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）分からの返還金が助成対象となります。

3 助成対象期間

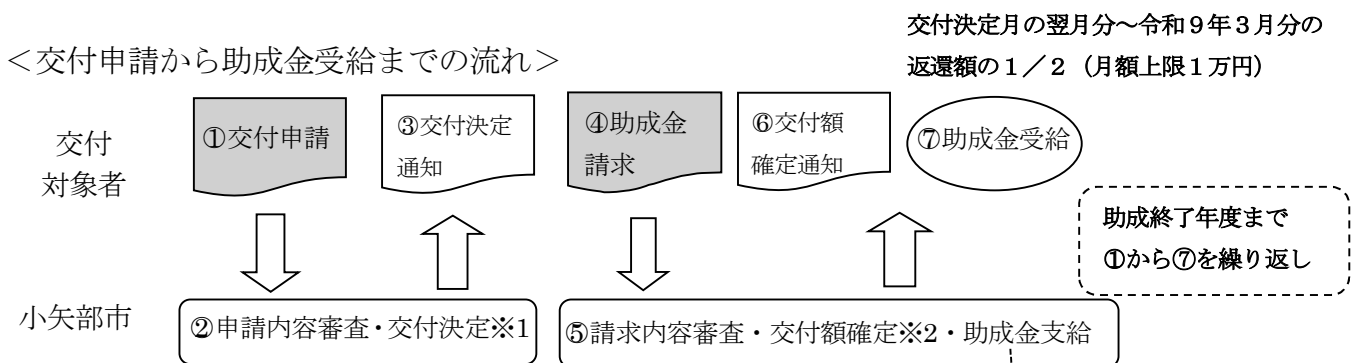
助成対象者として初年度の交付決定を受けた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から起算して36か月以内

（注）小矢部市に住民登録がある期間で、かつ、居住しながら奨学金を返還した月が対象となります。

4 交付申請から助成金受給までの流れ

助成金を受給するためには、あらかじめ交付申請（交付対象者として決定を受けるための申請）の手続きが必要です。

（注）助成金の交付対象期間の終了年度まで、毎年度交付申請の手続きが必要です。



※1 審査により、助成金の交付を却下する場合があります。

請求の受理後、概ね3週間後に支給

※2 審査により、交付決定額から減額する場合があります。

＜例＞ 令和8年5月に初年度の交付申請を行い、同月に交付決定を受けた場合

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
奨学金返還	返還（令和8年4月～令和13年3月）				
	12か月分	12か月分	12か月分	12か月分	12か月分
助成金手続き	(R8年5月) 交付申請	(R9年4月) 交付申請*1	(R10年4月) 交付申請*1	(R11年4月) 交付申請*1	
	助成対象期間（令和8年6月～令和11年5月）				
	(R9年3月分返還後) 請求*2	(R10年3月分返還後) 請求*2	(R11年3月分返還後) 請求*2	(R11年5月分返還後) 請求*3	
助成金受給	受給 10か月分 (R8年6月～R9年3月分)	受給 12か月分 (R9年4月～R10年3月分)	受給 12か月分 (R10年4月～R11年3月分)	受給 2か月分 (R11年4月～5月分)	

提出期限

*1：4月10日

*2：4月10日

*3：6月10日

5 交付申請の手続

助成金の交付を希望する場合は、**事前に交付申請（交付対象者として決定を受けるための申請）が必要です。**

「5-1 交付申請に必要な書類」をご確認いただき、必要な書類をご提出ください。

(注) 助成対象者として、初年度の交付決定を受けた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）分からの返還金が助成対象となります。

(注) 助成金の交付対象期間の終了年度まで、毎年度交付申請の手続が必要です。

毎年4月10日（土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌営業日）まで、必ず書類を提出してください。

(注) 交付対象者として決定された場合でも、助成金の請求時点で交付対象者の要件をいづれも満たさなければ、助成金を支給することはできません。

(注) 交付申請に関し、偽りや不正の手段により、助成金の支給を受けたことが判明した場合は、返還を求めることがあります。

5-1 交付申請に必要な書類

次の書類を、定住支援課へお持ちいただくか、郵送によりご提出ください。

- (1) 小矢部市定住支援奨学金返還助成金交付申請書（様式第1号）
 - ・4ページの記入例を参考にしてください。
- (2) 大学等を卒業並びに卒業した日を証するもの ※
 - ・大学等が発行する卒業証明書又は卒業証書の写し
- (3) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの ※
 - ・「奨学金名」、「貸与機関名」、「貸与を受けた方の氏名」、「貸与総額」、「貸与期間」が確認できる書類の写し
- (4) 奨学金等の返還額を証するもの
 - ・「返還期間」、「返還額」が確認できる書類の写し
 - ・奨学金の返還を開始している場合は、奨学金貸与機関が発行する返還額証明書や領収書の写し又は通帳の写しについても提出してください。
- (5) 勤務先の事業所から交付される労働条件通知書の写し又はそれに代わるもの（在職証明書（様式第2号）等）
 - 個人事業主にあつては、事業を営むことを証する書類の写し
 - ・在職証明書（様式第2号）は、勤務先の事業所にて記入いただくものです。

※ (2) 及び(3)については、初年度の交付申請のみ提出が必要です。

5-2 交付申請の提出期限（令和8年度分）

令和9年3月1日（月曜日）まで（郵送の場合：令和9年3月1日（月曜日）必着）

(注) 助成対象者として初年度の交付決定を受けた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）分からの返還金が、助成対象となります。

【記入例】小矢部市定住支援奨学金返還助成金交付申請書（様式第1号）

様式第1号（第6条関係）

令和8年5月20日

（宛先）小矢部市長

小矢部市定住促進奨学金返還助成金交付申請書

小矢部市定住促進奨学金返還助成金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

申請者	氏 名	小矢部 太郎		生年月日	平成15年5月1日（23歳）
	住 所	小矢部市本町〇番〇号			
	電話番号	090-〇〇〇〇-〇〇〇〇	メールアドレス	tarou.oyabe@*****.jp	
奨学金等	名 称	☒ 日本学生支援機構奨学金 ☐ 富山県奨学金 ☐ 小矢部市奨学金 ☐ その他（ ）			
	区 分	☒ 無利子 ☐ 有利子			
	貸与期間	令和4年4月1日から令和8年3月31日まで			
	借入月額	50,000円	貸与総額	2,400,000円	
	借入時の在学 校・卒業年月	〇〇大学（令和8年3月卒業）			
	返還期間	令和8年4月1日から令和18年3月31日まで			
	返還済額	25,000円	返還未済額	2,375,000円	
	令和8年度 返還予定額	300,000円 （月額 25,000円）	令和8年度 返還済額	25,000円	
勤務先	名 称	◇◇株式会社	就職年月日	令和8年4月1日	
	所 在 地	富山市△△町〇番〇号	電話番号	×××-×××-××××	

確認事項 ※下記の項目に該当することに間違いがなければ、口に✓を記載してください。

☒ 助成金の初年度の申請日から5年の間、継続して本市に住民登録し、生活の本拠とします。

☒ 奨学金の返還に係る他の補助金等を受けていません。

☒ この申請の審査のため、住民登録、市税等の納税状況及び居住状況に係る事項について、関係機関に照会することに同意します。

☒ 住所等の変更、退職、奨学金返還額の変更等があった場合は、直ちに市へ報告します。

申請日時点の年齢を記入

日中でも連絡の取れる電話番号、メールアドレスを記入

申請日時点の返還済額（総額）及び返還未済額（総額）を記入

申請年度を記入
申請年度における返還予定額（返還済額を含む）及び返還済額を記入

誓約・同意する場合、レ点を記入

添付書類（※は初年度申請時のみ提出）

- 大学等を卒業並びに卒業した日を証するもの ※
- 奨学金等貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証するもの ※
- 返還すべき奨学金等の額及び当該額を返還した事実を確認できるもの
- 事業所から交付される労働条件通知書又はそれに代わるもの（在職証明書（様式第2号）等）、個人で事業を営む者にとっては事業を営むことを証する書類

6 助成金の請求

助成金を受け取るためには、請求の手続が必要です。

令和8年度における助成対象期間の最終月の奨学金の返還が済まれたら、速やかに請求の手続をしてください。

「6-1 助成金請求に必要な書類」をご確認いただき、必要な書類をご提出ください。

(注) 助成金の請求は、事前に交付申請（交付対象者として決定を受けるための申請）され、交付決定を受けている方が可能です。

交付申請をされていない方は、交付申請の手続が必要です。

(注) 交付対象者として決定された場合でも、助成金の請求時点で交付対象者要件をいずれも満たさなければ、助成金を支給することはできませんので、ご注意ください。

6-1 助成金請求に必要な書類

次の書類を、定住支援課へお持ちいただくか、郵送によりご提出ください。

- (1) 小矢部市定住促進奨学金返還助成金支給請求書（様式第3号）
 - ・ 6 ページの記入例を参考にしてください。
- (2) 奨学金を返還した事実を確認できるもの
 - ・ 奨学金貸与機関が発行する返還額証明書や領収書の写し又は通帳の写し

6-2 助成金請求の提出期限（令和8年度分）

令和8年度における助成対象期間の最終月の翌月の10日（土曜日、日曜日、祝日の場合は、翌営業日）（郵送の場合：当該日必着）

<例>

令和8年度における助成対象期間の最終月が、令和9年3月の場合、
提出期限は令和9年4月12日（月曜日）

7 住所や勤務先等の変更があった場合

住所や勤務先など交付申請内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。
速やかに届け出てください。

【届出に必要な書類】

- (1) 小矢部市定住促進奨学金返還助成金交付対象者届出書（様式第4号）
- (2) 変更内容を確認できる書類

【記入例】小矢部市定住支援奨学金返還助成金支給請求書（様式第3号）

様式第3号（第8条関係）

小矢部市定住促進奨学金返還助成金支給請求書

令和9年3月31日

（宛先）小矢部市長

請求者 住 所 小矢部市本町〇番〇号
氏 名 小矢部 太郎
連絡先 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇

小矢部市定住促進奨学金返還助成金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり助成金の支給を請求します。

記

1 借入奨学金返還実績・助成金請求金額

対象年度	令和8年度	
上記の対象期間中に返還した額	ア	25,000円（月額）
ア × 1/2	イ	12,000円（千円未満切捨て）
1万円又はイのうち、低い額	ウ	10,000円
返還月数	エ	11か月
助成金請求金額（ウ×エ）	オ	110,000円

千円未満は切捨てた額で記入

令和8年度の助成対象期間における返還月数を記入

2 助成金振込先口座

金融機関名	●●● 銀行 金庫 農協・組合	〇〇〇本店・支店
口座種類・口座番号	普通 当座	××××××××××
口座名義人（カタカナ）	オヤベ タロウ	

※振込先口座は、請求者の口座に限ります。

請求者本人の口座を記入

3 確認事項 ※下記の項目に該当することに間違いがなければ、口に✓を記載してください。

☒ 奨学金の返還に係る他の補助金等を受けていません。
☒ 居住状況及び就業状況について、交付申請時から変更はありません。
☒ 助成金支給の審査のため、住民登録、市税等の納税状況、居住状況及び就業状況について、関係機関に照会することに同意します。

誓約・同意する場合、レ点を記入

添付書類
・奨学金等を返還した事実を確認できるもの

8 提出・問い合わせ先

申請書等は、定住支援課へお持ちいただくか、郵送によりご提出ください。
申請書等は、小矢部市ホームページからダウンロードできます。

小矢部市 企画政策部 定住支援課（小矢部市役所 1階）
住所：932-8611 富山県小矢部市本町1番1号
電話：0766-67-1760（内線732）



市ホームページ